

佐賀県医療的ケア児等就園支援コーディネーター派遣要綱

(目的)

第1条 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じて適切な支援を行うことが重要な課題になっていることを踏まえ、医療的ケア児等が保育所、認定こども園、幼稚園等への入園を希望する場合において、各市町や施設関係者等への助言や意見等を行う医療的ケア児等就園支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を派遣し、医療的ケア児等の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(派遣対象)

第2条 県内の保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び認可外保育施設（以下「保育所等」という。）

(業務内容)

第3条 医療的ケア児等の入園調整の主体となる市町や施設（以下「市町等」という。）の申請に基づいてコーディネーターを派遣し、医療的ケア児等の保育所等への入園のために必要な助言や意見等を行う。

(委嘱)

第4条 コーディネーターは、医療的ケア及び医療的ケア児等に関する専門的な知識や経験を有する者のうちから、適当と認められる者に対して県が委嘱する。

(実施方法)

第5条 県は、医療的ケア児等の就園を進めるうえで、必要と認める場合には、コーディネーターを派遣することができる。

2 派遣を希望する市町等は、原則として派遣希望日の2週間前までに、「(様式1) 医療的ケア児等就園支援コーディネーター派遣申請書」をコーディネーター派遣業務の委託を受けた者（以下、「派遣事業受託者」という）に提出する。

3 派遣事業受託者は、派遣申請書に基づき、コーディネーターと日程調整のうえ、市町等に通知するものとする。

4 コーディネーターの派遣を受けた者は、第3条に規定する業務の実施後、速やかに、「(様式2) 医療的ケア児等就園支援コーディネーター派遣実施報告書」を派遣事業受託者宛に提出するものとする。

(謝金及び費用弁償)

第6条 派遣事業受託者は、コーディネーターが業務に従事した場合は、謝金の支払い及び旅費その他の費用弁償を行うものとする。ただし、業務に従事したコーディネーターが、佐賀県医療的ケア児支援センター運営業務に従事する者で、相談対応に係る対価を別途受ける場合は除く。

(守秘義務)

第7条 コーディネーターは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。コーディネーターを退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーター派遣に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から適用する。